様式第10号

 　年 　　月 　　日

働き方改革推進支援助成金支給申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 埼玉 | 労　働　局　長　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主団体等又は代理人 | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主団体等又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |
|  | 社会保険労務士・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

　働き方改革推進支援助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　助成金申請額（詳細は、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書参照）

|  |
| --- |
| 　　　円 |

２　その他

|  |  |
| --- | --- |
| （１）労働保険料を滞納していないか | 滞納していない　・　滞納している |
| （２）交付決定日から支給申請の前日までに助成金の不正受給を行っていないか | 行っていない　・　行った |
| （３）暴力団関係事業主に該当しないか | 該当しない　・　該当する |
| （４）交付決定日から支給申請日の前日までの間に賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか。 | 該当しない　・　該当する |
| （５）倒産していないか | 倒産していない・倒産している |
| （６）国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給の有無について（本年度の状況） | 無・ 有 → 補助金の名称[　　　　　　　　　　　　　　　　　] |

様式第11号

　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 埼玉 | 労　働　局　長　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主団体等又は代理人 | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主団体等又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |
|  | 社会保険労務士・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

　働き方改革推進支援助成金事業の実施の結果について、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| (1)事業実施予定期間 | 　月　日から　　月　　日 |
| (2)成果目標 | （事業実施前）　　　　　　　　　　　事業主 |
| （事業実施後）　　　　　　　　　　　事業主 |
| （参考）事業主団体等の２分の１ |
|  | 事業主団体×１／２＝ |  | 事業主 |
| （参考）すべての構成事業主（※１） |  | 事業主 |
| (3)改善事業の取組又は改善事業取組結果の伝達状況 |
|  |
| (4)事業実施結果の効果検証、活用方法の検証 |
|  |

様式第11号（続紙１）

|  |
| --- |
| (5)事業実施・費用の内訳の詳細 |
| 事業の内容 | 実施時期 | 所要額の内訳【　税抜　・　税込　】 |
|  |  |  |
| (6)経費区分 |
| 謝金 | 円 | 備品費 | 円 |
| 旅費 | 円 | 展示会等出展費 | 円 |
| 借損料 | 円 | 通信運搬費 | 円 |
| 会議費 | 円 | 機械装置等購入費 | 円 |
| 雑役務費 | 円 | 委託費 | 円 |
| 広告宣伝費 | 円 | 原材料費 | 円 |
| 印刷製本費 | 円 | 試作・実験費 | 円 |
| (7)所要額の合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| (内訳) |
| (8) 総事業費から収入額を控除した額 | 円 |
| （内訳） |  |
| 総事業費 | 円 |
| 　収入（見込）額 | 円 |
| (9) 上限額（どちらか選択） | 5,000,000円　　／　　10,000,000円 |
| (10)国庫補助所要額〔(7)から(9)のいずれか低い方の額が上限〕※1,000円未満切捨 | 　円 |

（※１）「労働基準法（昭和22年法律第49号）第142条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体」が助成上限額1,000万円を選択した場合に限る。